

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2011

課題番号：22830097

研究課題名（和文） ヨーロッパ不法行為法における企業責任の新たな帰責原理の比較法的研究

研究課題名（英文） The Comparative research about the new principle of responsibility in European tort law reform projects

研究代表者

前田 太郎（MAEDA TARO）

早稲田大学・法学学術院・助手

研究者番号：20581672

研究成果の概要（和文）：

本研究においては、EUレベルおよび構成国レベルで提案される不法行為法改正提案において規定された企業責任規定について、立法資料及びこれに関する理論状況を分析・検討をおこない、企業責任の可能性を探った。成果は4ないし5に掲げる論文および報告により公にしている。

研究成果の概要（英文）：

This research is about enterprise liability of Reform-project in European tort law, Switzerland and Austria, especially, upon closer consideration of Reform-materials and related discussion, then seeks the possibility of enterprise liability. The results are and will be published in some law journals and presentation of research.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,050,000	315,000	1,365,000
2011年度	1,140,000	342,000	1,482,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,190,000	657,000	2,847,000

研究分野：民法 不法行為法

科研費の分科・細目：民事法学 3406

キーワード：企業責任、過失責任、危険責任

1. 研究開始当初の背景

日本法においては、民法 709 条に基づく企業責任論が活発に議論されたが、過失責任に基づくゆえ解釈論において、過失の衣を着た無過失責任と批判されるように、理論上の限界が見られた。この法理は、危険責任論の進展および無過失責任立法の充実により、も

はやその役目は終わったのかもしれない。しかし危険責任論も融通無碍に拡張できるものではない以上、これで対処できない場合には、別の責任原理を考えていく必要がある。さらに、この法理は、日本が高度経済成長期に直面した公害や製造物責任といった大規模な事故に対して大きな役割を担ったものであ

り、過失責任によりこれほどの大事故を処理してきたことで、比較法的にも特徴的なものでもある。仮に立法が問題となるとして、この法理を規定に盛り込むことは、日本法を世界にアピールするうえでも重要ではないかと考え、本研究を構想するに至った。

2. 研究の目的

1 で示した背景をもとに、本研究は、EU レベル、オーストリア、スイスといった構成国レベルで示される不法行為法の改正提案において規定された企業責任規定（スイス責任義務法改正草案 49a 条（2000 年）、同条に示唆を受けたヨーロッパ不法行為法原則 Principles of European tort Law 4 : 202 条（2005 年）、そしてオーストリア科学アカデミー欧州損害賠償法研究所・連邦司法省新損害賠償法草案 1302 条（2005 年））がどのように理論的に検討され、提案されるに至ったかを分析・検討することで、上記問題点を抱える日本の企業責任論に新しい展開をもたらすこと可能性がないか検討した。とくに、第三の帰責根拠という発想は、日本の民法においても、民法 717 条の土地工作物の瑕疵あるいは製造物責任法における製造物の瑕疵というように、限られた範囲ではあるが認められてきたものである。この点を広げて、ドイツ、オーストリア、スイスそして EU レベルでの比較法研究を踏まえて、企業責任一般の帰責原理として、「瑕疵」を考えることができるのか、できるとして、それをどう企業責任の中で説得力ある根拠として構築できるのかという点を、明らかにする。必ずしも十分に紹介されてこなかった EU レベルあるいはスイス法およびオーストリア法の企業責任の展開を紹介するという資料的意義があるとともに、過失責任でもなく危険責任でもない、企業責任に対応する新たな帰責原理である瑕疵概念を解明することで、わが国において具体的な紛争を解決する上で基礎となる重要な研究である。

3. 研究の方法

各提案における立法提案資料の分析・検討、および提案に対する学説上の議論の分析を行った。また各提案を離れて、ヨーロッパ各国の過失責任、使用者責任、危険責任を網羅的に比較法的研究を行った *Unification of Tort Law* シリーズの分析もおこなった。こ

の成果が一定程度まとまった段階において、各研究会において報告を行い、参加者との質疑を行い、理解を深めた（下記 5 参照）。またヨーロッパ不法行為法原則およびオーストリア損害賠償法改正草案で中心的な役割を果たされた Helmut Koziol（ヘルむと・コツィオール）ウィーン大学教授の講演会（龍谷大学）が開催された際、研究遂行の上で生じた問題点につき質疑を行った（この質疑は、「ヨーロッパにおける損害賠償法の改革 II」民商 144 巻 6 号 32-33 頁に掲載されている）。

4. 研究成果

(1) 企業責任規定の意義

いずれの提案においても、責任根拠を「企業における瑕疵」（あるいはそれに類するもの）に求め、過失責任、危険責任と並ぶ第三の責任原理として位置付けることで、過失責任、危険責任ではカバーできない領域を規律する受け皿としての役割を与えている。特に企業責任規定を巡り詳細な議論をしているのはスイスとオーストリアである。

① ヨーロッパ不法行為法原則

ヨーロッパレベルで法の平準化作業を行うためのモデル法として示されたヨーロッパ不法行為法原則においては、その 4 : 202 条において、企業責任規定が設けられている。但しここでは、ここでは企業の瑕疵を根拠におくものの、この原則が、法の平準化を念頭においているために、突飛な提案は控えられており、伝統的な過失責任の枠組み内での、企業責任規定を提案している。この企業責任規定は、②でみるスイスの改正提案を参照しているものの、いかなる根拠でこの責任の厳格化を肯定するかについては、そこまで詳細な検討はなされていなかった。理論的な検討はそこまで

② スイス法

スイス法においては、使用者責任規定（スイス債務法（以下 OR）55 条）が多機能な守護聖人として多くの事案の解決に用いられ、製造物責任でも同規定が用いられた法発展があった。つまり、使用者責任規定が企業責任を処理する役割を担っていた。ここでは、使用者責任は原因責任と解されていたが、動物保有者、工作物責任等も、同様に原因責任と解され、原因責任自体の理解が、現行法の

解釈では不透明なものと考えられている。そこで、改正提案では、使用者責任規定の法発展を受けた、責任義務法改正草案 49a 条で、この規定の責任根拠を組織リスクにもとめ、この規定の独自性を鮮明にする立場に立った。

③ オーストリア法

オーストリアの改正提案は、企業責任規定を、危険物質による加害、組織編成の瑕疵、被用者の不法行為の帰責等、きわめて射程の広い、受け皿的一般条項として構想されそれを過失責任としていた。この背景としては、製造物等の企業責任が問題となる事案においては、不法行為法ではなく、契約法の拡張および危険責任の類推で処理することとなっており、企業責任を不法行為法で処理することにより生じる問題点（例えば過失責任の限界や代位責任を構想することで、被用者が被害者に対して個人で責任を負うというもの）が必ずしも、この規定では意識されていない可能性を示すに至った。

とくにこの責任原理の正当化について詳細な検討を加えているのがオーストリア損害賠償法改正草案であり、報償、分業の危険、リスクの社会化、付保の可能性の要素を挙げる。この点は必ずしも日本の企業責任論では意識されて展開されているものではなかったものであり、日本法にとっても重要な私的であろう。これらの要素の正当化は、かつてオーストリア法において示されていたものであり、それを、現代的な企業責任規定を裏付ける際にも援用しているのである。

(2) 比較法と国内法の発展の所産

企業責任規定は、スイス法においては、これまでの法発展を踏まえ、それを消化した形で、企業責任規定を設けた。これに対してオーストリア法は、スイス法及びそれに影響を受けたヨーロッパ不法行為法原則の企業責任規定を、理論的な検討を踏まえて、取り入れている。しかし一見すると、そのまま比較法研究を踏まえてスライドしたものかと思われるのであるが、理論的な正当化の検討は、19 世紀の Victor Mataja (ビクトール・マタヤ) および 20 世紀前半の Walter Wilburg (ヴァルター・ヴィルブルク) において示され、オーストリア法内で生成してきた理論を援用している。つまりここでは、法発展と比較法の融合が行われている。このことは、日本

の企業責任論を、立法するにあたっても重要なことである。既存の法発展の成果と比較法の所産をどう融合するかにあたって、一つの重要な示唆をあたえるものと考えている。とくに 709 条の枠組みの企業責任の展開が比較法的に特徴的なものであるならば、過失責任を根拠として批判されるものであっても、そこで生成された理論的な基礎づけまでは否定される必要はない。ヨーロッパの改正動向に示唆を受けつつ、日本独自の企業責任規定を作り上げるということは、この理論に基づいて実際に事件を解決した歴史的な意義も踏まえれば、日本法にとって重要なことと考えられるのである。

(3) 企業責任規定の独自性の薄さ

しかし、ヨーロッパレベル、あるいは構成国レベルで示された企業責任規定は、いくつかの問題を内包している。すなわち、そこで示される企業責任の根拠である「企業における瑕疵」が具体的に何を対象とするのか（企業の内部の組織編成が問題なのか、被用者の不法行為も含むのか）、起草者の説明からは不明確であることが問題として残る。そのため、危険責任規定または代位責任である使用者責任規定によりその規律対象は吸収され、企業責任規定の意義に疑問が向けられる。この規律対象が不明確であるという問題は、立法を前提とすると、企業責任規定が、実務の運用に耐えられず、結果として企業責任規定に与えられた「受け皿」としての機能を果たせないことを意味する。この役割を果たすためには、「企業における瑕疵」の規律対象を明確にする必要があるということも（1）の成果と同時に明らかになったことである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

① 前田太朗、「法人の不法行為責任における『過失』の独自性と新たな責任原理の胚胎」、査読あり、国学院大学紀要 50 巻、2012 年 26 頁

② 前田太朗 「ヨーロッパ不法行為法が示す「企業責任」規定の将来像 (1)」、比較法学 46 巻 1 号、2012 年 (6 月発行予定)、約 45 頁

〔学会発表〕（計 2 件）

①前田太朗「ヨーロッパ不法行為法における企業責任の新たな帰責原理の比較法的研究」、2010 年 9 月 25 日、国際取引法研究会、早稲田大学

②前田太朗「法人の不法行為責任における新たな責任原理－オーストリア損害賠償法改正草案を手掛かりとして」、2010 年 11 月 27 日、科研費基盤研究 B22330035「法の国際化における民事責任の総合的・比較法的研究」研究会、早稲田大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

前田 太朗 (MAEDA TARO)
早稲田大学法学学術院助手
研究者番号：20581672